

愛協産業株式会社

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

多様な人材が個性を活かし活躍することで、新たな価値や競争力を生み出し続ける会社となり、従業員一人ひとりがその持てる能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和9年3月31日までの2年間

2. 内 容

目標1：女性活躍推進法に基づく目標

(1) 建設部 施工管理職の女性社員を現員の40%以上に増加させる。

〈対 策〉

令和7年4月～ フレックスタイム制度の拡充等、女性が働きやすい環境の整備

令和8年4月～ 建設施工管理職の採用範囲拡大（女性の施工管理職採用）

令和9年1月～ 女性施工管理職3名採用

目標2：女性活躍推進法に基づく目標

(1) 満足度80%以上を目標とした専門女性看護師による
定期的な相談会の実施。

〈対 策〉

令和7年4月～ 定期的相談会のための専門女性看護師と契約締結

令和8年4月～ 女性および男性管理職に相談会の開催を周知する

令和9年1月～ 女性および男性管理職を対象に月1回実施し、予約率80%以上目指す

令和9年2月～ 相談会の満足度アンケートを実施する

目標 3：男性の子育て目的の休暇の取得促進

- (1) 対象者全員に制度の説明を行う
- (2) 男性の育休取得率 100%を目指す

〈対 策〉

- 令和 7 年 4 月～ 対象者全員に対し、制度説明を実施する
- 令和 8 年 4 月～ 上司および本人への啓蒙活動を強化し、取得しやすい環境をつくる
- 令和 9 年 1 月～ 活動のまとめと今後の課題洗い出し

目標 4：次世代育成支援対策推進法に基づく目標

- (1) 所定外労働を削減するため、月間 20 時間以内への削減を実施する

〈対 策〉

- 令和 7 年 4 月～ 所定外労働の現状を把握
- 令和 7 年 7 月～ 総務・人事ミーティングでの検討開始
- 令和 7 年 9 月～ 社員へ周知し、月間の所定外労働時間を毎月確認
- 令和 8 年 1 月～ 所定外労働時間超えの社員の業務改善に取り組む

目標 5：次世代育成支援対策推進法に基づく目標

- (1) 子育て世代において、年次有給休暇の取得日数を 1 人当たり
平均 10 日／年 以上にする

〈対 策〉

- 令和 7 年 4 月～ 残業時間・有給取得状況を毎月各部署へ展開し、有給の取得促進
- 令和 7 年 4 月～ 年次有給休暇の取得目標を 7 日とする
- 令和 7 年 9 月～ 有給取得促進日を設定し、社内報などで有給促進キャンペーンを実施
- 令和 8 年 3 月～ 年次有給取得状況を調査する
- 令和 8 年 4 月～ 年次有給休暇の取得目標を 10 日とする